

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される特別徴収義務者様へ（お願い）

①特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、本市が取扱局として指定しなければならないため、特別徴収義務者様から、指定通知書をご提出くださいますようお願い申し上げます。

②愛知、岐阜、三重、静岡の各県のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、指定通知書を出す必要はありません。

③愛知、岐阜、三重、静岡以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行名又は郵便局名、日付を記入のうえ、当初納入される際、そのゆうちょ銀行・郵便局にご提出ください。

④昨年度利用の指定郵便局は、今年度も引続き利用できますので、提出の必要はありません。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行\_\_\_\_\_店長様

\_\_\_\_\_郵便局長 様

瀬戸市長  
(公印省略)

### 指 定 通 知 書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定により、本市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収額）取扱店（局）に指定しましたので通知します。

許可番号 貯業-第65号

口座番号 (名古屋) 00810-7-960388

加入者の名称 瀬戸市会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

#### ▼市民税・県民税・森林環境税の特別徴収に係る納付取扱いについて▼

上記指定通知書に記載のとおり、貴店（局）を本市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収額）取扱店（局）に指定しましたので、納付取扱いよろしくお願いいたします。